

## 第113回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成31年3月6日(水)14:30～15:45

2 場所：中央合同庁舎第2号館 第4特別会議室

3 出席者

座長 松尾 邦弘

江利川 毅

梶田 信一郎

斎藤 誠

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 讃岐 建

行政相談企画課長 原嶋 清次

行政相談管理官 田中 英人

4 議題

(1) 事案

- ① 任意継続被保険者証の早期交付(新規案件)
- ② 養子縁組里親における育児休業期間の見直し(継続案件)
- ③ 身体障害者手帳の様式の見直し(新規案件)

(2) 報告

(回答)

健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消

## 5 議事概要

### (1) 事案

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。

#### 任意継続被保険者証の早期交付（新規案件）

（江利川委員）

厚生労働省が本件に関して改善案を提示してきたとのことであるが、これにより本件における問題点は全て解消したのか。それとも、まだ何らかの問題点が残っているのか。

（事務局）

厚生労働省の改善案は、任意継続申出者が早急に医療機関で受診する予定がある場合、日本年金機構での健康保険の資格喪失の確認を待たず、全国健康保険協会が任意継続被保険者資格証明書等を交付するとするものであり、これにより本件の問題点は、解消されることが考えられる。

（江利川委員）

現時点では、厚生労働省の改善案の詳細までが明確になっていないのであれば、今後その詳細を確認した上で、本件の問題点が全て解消されるのかきちんと確認すべきである。

（事務局）

厚生労働省からの改善案は、昨日ようやく提示されたものであり、今後、その詳細を確認することとしたい。

（高橋委員）

健康保険組合や共済組合では、任意継続被保険者証が退職後すぐに交付されているケースがあるが、厚生労働省の改善案では、任意継続被保険者資格証明書等を退職後すぐに交付するとしているのか。

（事務局）

現在のように任意継続の申出から被保険者証の交付までに1週間から2週間を要するようなことはなくなると考えられるが、申出から交付までに数日を要するのか、退職前の申出を認めて退職後すぐに交付されるのかまでは確認できていない。

（江利川委員）

共済組合では、退職前から任意継続の手続を進めることで退職後すぐに被保険者証を交付している例があるようであり、退職日が事前に分かっている場合には、全国健康保険協会においても、退職前から任意継続の申出を認めるなどにより、退職後すぐに任意継続被保険者資格証明書等を交付できるようにすべきではないか。

(梶田委員)

退職後などに被保険者証がない期間があると不安であるため、被保険者証は、退職後速やかに交付されることが必要である。

(松尾座長)

任意継続被保険者証がないため医療費を全額自己負担した場合、後日、医療費の還付手続を行うことにより保険者負担分が還付されるが、その手続には手間がかかると考えられ、好ましくない。

日本年金機構における健康保険の資格喪失処理に時間を要していることが任意継続被保険者証の交付が遅い原因の一つのようであるが、これについて、厚生労働省はどのように認識しているか。

(事務局)

厚生労働省は、日本年金機構での健康保険の資格取得・喪失の処理期間を短縮する必要があるとの認識であり、現在、短縮のための改善方策を検討するなどして取り組んでいるところであるとしている。

(松尾座長)

厚生労働省から改善方法や短縮可能な期間等が具体的に示されていないのであれば、本当に改善できるのかどうかイメージできない。

(高橋委員)

健康保険法施行規則第 29 条に基づき、健康保険の資格喪失届は、退職後に提出する仕組みとなっており、これを杓子定規に運用しているように感じる。

(斎藤委員)

健康保険の資格喪失後に国民健康保険に加入する場合、市町村では、日本年金機構での健康保険の資格喪失処理を確認せず、即日、国民健康保険証を交付しているのであれば、全国健康保険協会の任意継続資格の取得について、機構での健康保険の資格喪失処理完了後でなければならないとするのは、杓子定規過ぎるのではないか。

厚生労働省の改善案について、事業所による健康保険の資格喪失届の提出が遅れている

場合であっても、任意継続被保険者資格証明書を交付できるのか確認しておく必要がある。健康保険の資格喪失届の提出が遅れていても、事業所作成の退職証明書を提出すれば、任意継続被保険者資格証明書を交付できるのであれば、退職証明書等を速やかに交付するよう事業所に周知することも必要ではないか。

また、任意継続被保険者資格証明書は、退職後すぐに交付される必要がある。

(高橋委員)

退職日が事前に分かっている場合には、退職前から任意継続の手続をとれるようにすることが重要である。

(松尾座長)

事業所による健康保険の資格喪失届の提出が遅れた場合であっても、事業所が作成した退職証明書の提出により、任意継続被保険者資格証明書を交付できるようにすべきである。

#### 養子縁組里親における育児休業期間の見直し（継続案件）

(江利川委員)

厚生労働省では、里親制度の利用を進めているところであり、本件は、その流れに沿ったものであると考えられる。

また、厚生労働省は、本件についてまずは実態把握を行うとしているが、総務省としては、期限を設けて実態把握の回答を求めるべきではないか。実態把握に長時間を要している等として、検討を先延ばしするようなことは避けるべき。

(斎藤委員)

厚生労働省に対して、

- ・ 前回の会議資料で示された事務局の調査結果では、外泊として児童を養育したものの委託措置まで至らなかった例はあまりないということが確認されていること
- ・ 里親委託に至るまでの交流が必要な範囲を超えて長期に及びケースがあるとの指摘もあること
- ・ 里親制度の利用促進や働き方改革（仕事と育児の両立）などといった社会の動きがあること

を踏まえて、実態把握を行うよう働きかけるべき。

(松尾座長)

厚生労働省は実態把握を行うとしているが、具体的にどのような調査を行うのか。

(事務局)

厚生労働省からは、一定数の自治体を抽出して調査を行うとともに、里親制度の利用者側に対しても負担感等を確認したいとの説明を受けている。

ただ、厚生労働省が実態把握を行うことについては、前回の行政苦情救済推進会議で御議論いただいた後、厚生労働省に更なる照会を行った結果、初めて回答いただいたものであり、具体的な調査方法やその内容等は、これから検討される。

(松尾座長)

前提として、交流期間中の実態を考慮して、里親側の負担感に配慮することが重要である。

ただ、委託措置前の交流と言っても、児童の年齢や里親の事情等により様々な例があると推測され、厚生労働省は実態把握を行うと回答しているが、具体的にどのような実態把握が行われるのか、どのような実態が確認できればどのような改善が可能なのか等がよく分からない。

おそらく、このような議論が行われたのは本件が初めてなのではないかと思われるので、まずはしっかり実態の把握に努めるべきである。

その際には、事例は少ないとしても、外泊を行ったものの委託措置まで至らなかった例の理由等、様々な実態をしっかり確認する必要がある。

(事務局)

まずは、厚生労働省において、前回会議での意見等も踏まえて、しっかりと実態確認を行ってもらうことが重要。その結果を総務省に回答してもらうこととし、その結果を踏まえて引き続き本件を検討していくべきということでしょうか。

(松尾座長)

現時点では、委託措置までの流れや、児童相談所がどのような基準で委託措置の判断を行うのか等の実態がはっきり分からない。虐待問題も含め世間の関心が以前とは違う。

委託措置は児童に多大な影響を与えるものであり、そのような行政における課題の検討を行うには、しっかり実態を把握した上でもっと援助していく方向で考えるべき。

具体的な改善策については、厚生労働省の実態把握の結果を受けてからでも遅くないのでは。

(高橋委員)

現時点で具体的な改善策を示すと、厚生労働省に対して「実態把握」と「改善策の検討」を任せる形となるので、まずは厚生労働省に対し里親の負担軽減実現の方向で実態把握を求めることとし、その結果を踏まえて改めてどのような改善が必要か検討するべきではないか。

(事務局)

厚生労働省に対し、前回及び今回の会議でいただいた御意見や問題意識等を踏まえた上で里親の負担軽減実現の方向で実態把握を求め、一定の期限を設けた上で結果報告を求めることとしたい。

その後があるという前提で問題意識を伝え、その結果を踏まえて、どのような改善が必要か本会議で改めて検討することとしたい。

(松尾座長)

では、その方向で進めてもらいたい。

#### 身体障害者手帳の様式の見直し (新規案件)

(梶田委員)

身体障害者の方からは、本件のような要望はどのくらい寄せられているのか。

(事務局)

厚生労働省からは、たまに本件と同様の要望が寄せられることがあったと聞いている。

(梶田委員)

資料 8 頁の厚生労働省の見解では、「障害名を顔写真等と別面に記載することに関しては、障害名が見やすい面がないと利便性が損なわれるという意見もある」としているが、具体的にどういうことか。

(事務局)

厚生労働省からは、主な例として

- ・ 視覚障害者の方にとっては、様々な頁に情報があると必要な頁を探すのが大変
  - ・ 身体障害者手帳を示して受けられる割引等サービスの中には、障害名の確認まで必要な場合がある
- との説明があった。

(斎藤委員)

厚生労働省は、手帳型の様式(参考例)を部長通知で示す際に、様式を変更した理由等を自治体に周知することについて、「障害名が見やすい面がないと利便性が損なわれるという意見もある」ことを理由として周知の必要はないとしているが、資料6頁の事務局の調査結果によると、割引等サービスを受ける際に障害名の確認まで必要な例は少なく、利便性が損なわれるとまでは言えないことから、周知の必要があるのではないか。

また、カード型の手帳は新たに導入されたものであるため、自治体は、まずは国から示された様式を基本にすることが想定される。

このため、カード型の様式で障害名を表面に記載することとした場合、自治体が柔軟に様式を定めることができるとしても、障害名が顔写真等と一緒に見えることに抵抗を感じる方への配慮のため、障害名を裏面に記載することが可能であることについて、自治体に周知する必要があるのではないかと。

このような対応を行わないと、障害名が顔写真等と一緒に見えることに抵抗を感じる方からの要望には応えられないのではないかと。

(江利川委員)

障害名が見えることについては、当事者によって捉え方が違い、障害名をなるべく知られたくないと感じる方がいる一方で、積極的に障害名を隠そうとすることに抵抗を感じる方もいる。

(南委員)

身体障害者手帳から障害名の記載を無くすことはできないと考えられるが、障害名をなるべく知られたくないと感じる方への配慮は必要と考えられる。

ただ、江利川委員の意見にもあったとおり、積極的に障害名を隠すことには抵抗を感じる方もいるので、当事者の様々な感じ方に配慮するのが望ましい。

また、「手帳型の手帳」や「カード型の手帳」と整理するのは分かりにくいので、「身体障害者証明書」という位置付けにして、その中の手帳型やカード型と整理するなど、言葉の整理を行う必要もあるのではないかと感じた。

(松尾座長)

障害名ではなく、障害の等級であれば、割引等サービスを受ける際にも必要な場合が多く、顔写真等と同じ面に記載されていても抵抗を感じる方は少ないかと思われる。

(高橋委員)

委員の皆様と同意見で、割引等サービスを受ける際の必要以上の情報は裏面に記載することが望ましいのではないかと。

(事務局)

委員の皆様からの御意見を踏まえて、厚生労働省と調整していきたい。

(松尾座長)

よろしく申し上げます。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

(回 答)

健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消

以 上